

# 信頼され続ける 教職員するために

学校・家庭・地域

「寄って集って」

滑石の子どもたちを育てていきましょう

長崎市立滑石小学校

## 教育公務員としての職務を遂行するにあたって

私たちは、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき義務を負っています。したがって、勤務時間の内外を問わず、私たちの行為が、職員全体の信用を傷つけ、又は職全体の不名誉となるような場合は、教職員に対する県民の信託、信頼を裏切ることとなります。

とりわけ、児童の人格形成に直接かかわり、児童の模範たる立場にある教職員は、より高い倫理観が求められており、自らの使命と職責を自覚し、服務規律の厳正確保に努めなければなりません。

県内の教職員による懲戒処分事案は、わいせつ行為、スクール・セクハラ、飲酒運転、体罰等、教職員としての使命感の欠如が明らかな事案が目立つなど、深刻な事態となっています。

教職員による非違行為を未然に防止するためには、公教育を担う教職員であるという自覚を持ち、個々の教職員が、これまでに発生した不祥事を他人事とせず、自分のこととして真摯に受け止めていくことが必要です。

また、教職員としての自らの行動が公教育に対する信用に大きな影響を与えることを改めて認識する必要があります。

# チーム滑石小 5原則

## (1) 凡事徹底

- ・当たり前のことを、当たり前に。

## (2) 子どもの目標となる教師（職員）の姿

- 「教師が努力している姿、汗をかく姿」
- 「教師の授業への心構え」
- 「教師の言動」
- 「教師の時と場に応じた服装」

## (3) 職員室の温かい雰囲気 和・話・輪

- ・職員のチームワークを大切に。
- ・○○愛のあるチーム滑石小
- ・お互いの「ライフ・ワークバランス」を尊重

## (4) 報告・連絡・相談

- ・報告・連絡・相談を忘れることで、業務の停滞をまねき、傷口を大きくすることにつながり、学校を危機に陥れることがある。個人で抱え込むのではなく、報告・連絡・相談を円滑にし、職員全体で対応する。

## (5) 教育公務員としての自覚と責任

- ・私たちの背には、子どもと保護者、地域住民、友人、職場の同僚、そして自分の家族がいるということ
  - 飲酒（酒気帯び）運転はしない。させない。同乗しない。
  - 体罰をしない。させない。
  - セクハラは、人の尊厳や人権を著しく侵害する行為。絶対だめ
  - 公金などの取扱の十分な注意と配慮をする。
  - 個人情報の保護（電子情報漏洩を含む）に細心の注意を払う。
  - その他、公務員として信用失墜行為を絶対にしない。

## ①飲酒運転

飲酒運転は、道路交通法第 65 条で禁止されている違法な行為であり、児童に遵法精神を教える教育公務員への信頼を失うもので、絶対に許されません。

飲酒をすると、運動機能が低下するとともに、反応や行動が鈍くなるとともに、判断力が低下し、そのような状態で車を運転すると、人身事故など、無関係の人を巻き込んだ重大な事故を引き起こす危険性が著しく高くなります。

飲酒運転の責任を問われれば、本人だけでなく家族にまで大きな影響を与える、家庭の崩壊にもつながることを認識しなければいけません。

### ＜関係法令等＞

#### ○道路交通法

##### 第 65 条

- ・何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。
- ・何人も、前項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがある者に対し、酒類を提供し、又は飲酒をすすめてはならない。

##### 第 117 条の2 第 1 号（要約。罰則）

- ・酒に酔った状態（正常な運転ができる恐れがある状態）で運転した者は 3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

##### 第 117 条の4 第 2 号（要約。罰則）

- ・酒気帯び状態（血液 1 ミリリットルにつき、0.3 ミリグラム又は呼気 1 リットルにつき 0.15 ミリグラム以上のアルコールを体内に保有した状態）で運転した者は 1 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金

#### ○刑法

##### 第 208 条の2（要約）

- ・飲酒死亡事故は 1 年以上の有期懲役刑（危険運転致死傷）

##### 第 211 条（要約）

- ・業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、5 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金に処する。（業務上過失致死傷等）

## ②体罰

「ことの重大さを分からせるためには、愛のムチが必要だ。」とか、「たかれて痛いだろうが、たたく方も痛いのだ。」との言い訳で体罰を肯定してしまうことがあります。

しかし、体罰は教員の一時の感情から起こしてしまったという場合がほとんどであり、いかなる理由をつけても、教員としての指導力の未熟さを示すだけであり、本当の教育的指導ではありません。また、身体面だけでなく、感情的な暴言によって児童に精神的苦痛を与えることが体罰にあることも認識する必要があります。

### <関係法令等>

#### ○学校教育法

##### 第 11 条

- ・校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。  
ただし、体罰を加えることはできない。

#### ○地方公務員法

##### 第 32 条

- ・職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

#### ○刑法

##### 第 204 条

- ・人の身体を傷害した者は、10 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金若しくは科料に処する。(傷害)

##### 第 208 条

- ・暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2 年以下の懲役若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。(暴行)

#### ○民法

##### 第 709 条

- ・故意又は過失に因りて他人の権利を侵害したる者はこれ（不法行為の要件と効果）に因りて生じたる損害を賠償する責に任ず。

### ③スクール・セクハラ

教職員による児童へのセクシュアル・ハラスメントは、児童の心を傷つけ、その後の成長に避けがたい影響を与えるとともに、人の尊厳や人権を著しく侵害する悪質な行為であり、一度発生すれば学校教育への大きな不信感を広げることになります。

また、同僚や保護者へのセクシュアル・ハラスメントも同様に人の尊厳や人権を著しく侵害する行為であり、職場における就業意欲の低下や人間関係の悪化などを招き、学校の役割を果たすことができなくなることがあります。お互いの人格を尊重し、一人ひとりが大切なパートナーであることを認識しなければなりません。

すべての教職員が、セクシュアル・ハラスメントは絶対に許されない行為であることを理解し、学校全体で防止しなければなりません。

#### ＜関係法令等＞

##### ○刑法

###### 第 174 条

- ・公然とわいせつな行為をした者は、6月以下の懲役若しくは 30 万円以下の罰金（公然わいせつ）

###### 第 176 条

- ・13 歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上7年以下の懲役に処する。13 歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も同様とする。（強制わいせつ）

###### 第 178 条

- ・人の心身喪失若しくは抗拒不能に乘じ、又は心身を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をし、又は姦淫した者は、前2条の例による。（準強制わいせつ）

##### ○児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律

###### 第 4 条

- ・児童買春をした者は、5年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金

##### ○長崎県少年保護育成条例

###### 第 16 条

- ・何人も、青少年（18 歳未満）に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

###### 第 22 条（要約）

- ・第 16 条第 1 項の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処す。

## ④会計処理

教職員は、教材費などのさまざまな徴収金やPTA会計等を扱う立場にあります。こうした学校徴収金等は、校長の承認のもとに保護者から預けられる経費であり、学校としての計画性や説明責任が生じることを意識し、いつ、誰が見ても分かる会計処理に心がけなければなりません。

また、金銭管理は校長も含め複数で行うとともに、チェックする体制が必要です。

### <関係法令>

#### ○刑法

##### 第 159 条（抜粋）

- ・他人の印章等を使用して権利等に関する文書を偽造した者は、3月以上  
5年以下の懲役（私文書偽造等）

##### 第 167 条（要約）

- ・他人の印章等を偽造した者及び不正使用した者は、3年以下の懲役（私  
印偽造及び不正使用等）

##### 第 197 条（抜粋）

- ・公務員が、その職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束  
をしたときは、5年以下の懲役（収賄、受託収賄、事前収賄）

##### 第 252 条（要約）

- ・自己の占有する他人の物を横領した者は、5年以下の懲役（横領）

## ⑤情報管理

電子データの盗難・紛失、ネットワークからの漏洩などが社会問題化しているとともに、個人情報保護に対する保護者の意識も高まっています。

学校など、教育現場も例外ではありません。車内に放置しておいたノートパソコンやフロッピーディスク、USB メモリ等の電子記憶媒体、通知表等の紙媒体が盗難にあい、児童の個人情報が流出した事件等が起きています。また、一般社会では、買い替えによって廃棄された携帯電話内に登録されている個人情報を収集して悪用される例も報告されています。

特に学校では、児童の氏名・住所・成績や職員給与・履歴書等必要最小限の者のみが取り扱うべき機密性の高い個人情報が多いので、これらの情報を保存、記録した機器や媒体を厳重に管理する責任があります。

### ＜関係法令＞

#### ○地方公務員法

##### 第 34 条

- 職員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。（秘密を守る義務）

##### 第 60 条第2号（要約。罰則）

- 秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金